

## 真庭市入札参加資格審査申請書の提出要領（物品・役務・小規模工事等）

令和4・5年度に真庭市が発注する物品・役務・小規模工事等の入札（見積）に参加を希望される方は、次により入札参加資格審査申請書を提出してください。

### 1 申請者の要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- (2) 営業に関し、免許、許可、認可、資格等を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていること。
- (3) 引き続き1年以上その業を営んでいること。ただし、法人の場合についてその代表が1年以上同一の営業に従事した者であるときは、この限りでない。
- (4) 賦課されているすべての税（県税及び市税）を完納していること。
- (5) 代表者または役員等が暴力団員でないこと。

### 2 受付期間

令和4年6月1日（水）～6月15日（水）…【窓口受付は開庁日のみ午前8時30分～午後5時まで】

### 3 提出先・問合せ先

〒719-3292 真庭市久世 2927 番地 2 真庭市役所総務部財産活用課（本庁舎 3 階）  
TEL 0867-42-1174 FAX 0867-42-1119

### 4 提出方法

提出書類は、「提出書類リスト(物品・役務・小規模工事等)」をご確認ください。

申請書など関係書類は、真庭市ホームページ内の「申請支援サービス」から、必要事項を入力し作成します。入力など詳しくは別紙の「申請手順書(物品・役務・小規模工事等)」をご確認ください。

印刷後、「提出書類リスト」の順番に **A4縦型フラットファイル（黄色）** に編冊のうえ、表紙と背表紙に商号又は名称を記入して提出してください。

提出書類は、持参または郵送（6月15日消印有効）で提出してください。

郵送の場合は、封筒に「入札参加資格申請書在中」と朱書きしてください。

※これは申請の電子化ではないため、申請は従来どおり紙での提出が必要となりますのでご注意ください。

また、インターネットをご利用にならない方については、申請書など関係書類を財産活用課窓口で交付しています（コピー代 140 円必要）ので、ご記入のうえ上記の提出方法に準じ提出してください。

なお、「申請支援サービス」は令和4年5月24日(火)から登録が可能となります。

### 5 資格の適用期間

適用期間は、令和4年8月1日から令和6年5月31日です。

### 6 その他

- (1) 申請の内容は、真庭市国民健康保険湯原温泉病院及び岡山県中部環境施設組合へも情報を提供するものとします。
- (2) 申請内容に変更があった場合、変更申請書(真庭市様式)及び添付書類を速やかに提出してください。（様式は真庭市HPからダウンロードできます。）
- (3) 書類番号3「営業品目一覧表（物品等）」において、営業品目(10)車両類の「普通自動車」と「中型・大型自動車」は道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）の区分によります。なお軽自動車は「普通自動車」に含まれますのでご注意ください。